

[特集] 歴史的環境整備のあり方

九州各県並びに沖縄県における歴史的環境整備の動向

「環境管理」編集部

地方自治体等で行われる歴史的環境の整備は、多くの場合、その地域に存在する文化財を核として計画され、実施されているといえる。なかでも、有形文化財の建造物、記念物の史跡、伝統的建造物群等がその対象となっている。そこで、今回、歴史的環境整備のあり方を特集するにあたり、九州各県並びに沖縄県における最近の主な歴史的環境整備の動向を知るため、各県の文化課にアンケート調査へのご協力と参考資料の送付を依頼した。

以下は、その状況を取りまとめたものである。

1. 歴史的環境整備の動向

「歴史的建造物」、「史跡」、「歴史的まち並み」の三分野について、名称、所在地、整備主体、整備期間並びに整備の目的、内容を調査した。

各县における主たる歴史的環境の整備事業で、今までに完了したもの、及び現在実施中のものの状況は次のとおりである。

なお、「歴史的建造物」とは、主として文化財保護法で定める有形文化財（国宝、重要文化財を含む）のうちの建造物を、「史跡」とは、主として記念物のうちの貝づか、古墳、城跡その他の遺跡を対象とし、また、「歴史的まち

並み」とは、周囲の環境と一体となって歴史的風致を形成している伝統的建造物群であり、いわゆる「伝統的建造物群保存地区」として指定された地区等を対象とするものである。

〔福岡県〕（北九州市・福岡市を除く）

1) 歴史的建造物

歴史的建造物については特にない

2) 史跡

◎「太宰府跡」整備

所 在 地：太宰府市大字觀世音寺・坂本
整備主体：福岡県

整備期間：昭和46年度～平成4年度

事業概要：発掘調査により明らかとなつた遺構を復元して公開するとともに、周辺の環境整備を行い史跡公園化するものである。

◎「王塚古墳」整備

所 在 地：桂川町大字寿命

整備主体：桂川町

整備期間：昭和57年度～平成4年度

事業概要：墳丘の復元及び石室保護施設を設けて一般に公開し、史跡公園として学校教育、社会教育の場とすることを目的とするものである。

◎「御塚・權現塚古墳」整備

所 在 地：久留米市大善寺町大字宮本

整備主体：久留米市

整備期間：昭和47年度～昭和49年度，
昭和60年度～平成4年度

事業概要：周濠に水をたたえた九州でも
数少ない古墳であり、周濠、周堤の修
理・復元及び周辺部を整備して、歴史
公園として活用するものである。

3) 歴史的まち並み

歴史的まち並みについては特になし。

[佐賀県]

1) 歴史的建造物

◎「佐賀城鯨の門及び続櫓」整備

所在地：佐賀市 城内

整備主体：佐賀市

整備期間：昭和37年～昭和38年

事業概要：佐賀城跡にある国指定の重要
文化財である「鯨の門」及び続櫓を半
解体修理し、一般に公開した。

◎「多久聖廟」整備

所在地：多久市多久町東の原

整備主体：多久市

整備期間：昭和60年～平成1年

事業概要：国指定の重要文化財である多
久聖廟を半解体修理し、一般に公開し
た。

◎「吉村家住宅」整備

所在地：佐賀郡富士町大字上無津呂

整備主体：富士町

整備期間：昭和57年～昭和58年

事業概要：国指定の重要文化財である吉
村家住宅を半解体修理し、一般に公開
した。

2) 史跡

◎「名護屋城跡並びに陣跡」整備

所在地：東松浦郡鎮西町大字名護屋・

呼子町大字殿浦・玄海町

整備主体：鎮西町、呼子町

整備期間：継続実施

事業概要：国指定の特別史跡である名護
屋城跡並びに陣跡約120箇所は、3町に
またがっており、これまでに本城跡の
一部と陣跡3箇所が整備されている。
平成5年度は資料館を整備する計画で
あり、史跡の保存とあわせて、観光資
源として地域振興に役立てるものであ
る。

◎「吉野ヶ里遺跡」整備

所在地：神埼郡神埼町・三田川町・東
脊振村

整備主体：佐賀県

整備期間：平成元年

事業概要：国指定の特別史跡である吉野
ヶ里遺跡については、弥生時代の地域
国家のあり方を示すものとして、平成
元年度に堅穴住居、倉庫、櫓及び墓地
の一部を仮整備し、一般に公開してい
る。

将来は一帯を国営公園として整備して、
体験学習、レクリエーションの場とす
る計画である。

◎「菜畠遺跡」整備

所在地：唐津市菜畠字松円寺

整備主体：唐津市

整備期間：平成元年

事業概要：国指定の史跡菜畠遺跡は、弥
生初期の農耕文化を紹介するものとし
て、堅穴住居1棟と水田を復元し、資
料館「末盧館」を併設整備した。

3) 歴史的まち並み

◎「有田町有田内山伝統的建造物群保存地

区」整備

所在 地：西松浦郡有田町

整備主体：有田町

整備期間：平成 2 年から継続実施

事業概要：国の重要伝統的建造物群保存

地区として指定された有田町有田内山地区では、窯元や陶器の問屋等が残る約1.9kmにわたる町並みについて、建造物の外観の修景整備を、年に約5軒程度ずつ実施し、歴史と個性を感じさせる町づくりを実施している。

[長崎県]

1) 歴史的建造物

◎「崇福寺大雄宝殿」整備

所在 地：長崎県鍛冶屋町 7-4

整備主体：崇福寺

整備期間：平成 3 年～平成 6 年

事業概要：大雄宝殿は昭和28年に国宝に指定されている。この保存のため平成3年から4カ年計画で半解体修理を行っている。

◎「旧香港上海銀行長崎支店」整備

所在 地：長崎市松が枝町 4 番 27 号

整備主体：長崎市

整備期間：平成 2 年～平成 7 年

事業概要：旧香港上海銀行長崎支店は、平成 2 年 3 月 19 日に国指定の重要文化財となった。6 カ年計画で半解体修理を行い、整備後は開港記念館（仮称）して活用される予定である。

2) 史跡

史跡については特にない。

3) 歴史的まち並み

◎「長崎市東山手伝統的建造物群保存地区」

整備

所 在 地：長崎市東山手町 ほか

整備主体：長崎市

整備期間：平成 3 年～平成 13 年

事業概要：長崎市東山手地区は、南山手地区とともに旧外国人居留地のただずまいを今なおとどめる地区で、平成 3 年 4 月に国指定の重要伝統的建造物群保存地区となった。幕末から明治にかけて建てられた洋館群が残っており、これらの整備と、石だたみ等の復元等の環境整備を継続して実施している。

◎「長崎市南山手地区伝統的建造物群保存地区」整備

所 在 地：長崎市南山手町 ほか

整備主体：長崎市

整備期間：平成 3 年～平成 13 年

事業概要：東山手地区と同様、洋館群の整備と、石だたみ等の復元等環境整備を継続して実施している。

[熊本県]

1) 歴史的建造物

◎「熊本城」整備

所 在 地：熊本市本丸、二ノ丸

整備期間：昭和 60 年度～平成元年度

事業概要：国指定の特別史跡である熊本城の保存を図るために、宇土櫓の解体修理等を実施した。

◎「八千代座」整備

所 在 地：山鹿市大字山鹿字上東

1499, 1502, 1515

整備期間：平成元年から継続実施

事業概要：八千代座は、国指定の重要文化財であり、この保存を図るために部分修理、防火施設の設置を行うとともに、周辺の整備を実施している。

◎「旧細川刑部邸」整備

所 在 地：熊本市三ノ丸

整備期間：実施中

事業概要：旧細川刑部邸は県指定の有形文化財であり、この保存を図るために現在解体し、三ノ丸へ移築中である。

2) 史跡

◎「塚原古墳群」整備

所 在 地：下益城郡城南町塚原

整備期間：昭和61年度から継続実施

事業概要：国指定の史跡である塚原古墳群の保存を図るために、古墳の復元など史跡全域の整備を行っている。

◎「宇土城跡」整備

所 在 地：宇土市神馬町

整備期間：昭和56年度から継続実施

事業概要：国指定の宇土城跡の保存と活用を図るために整備を進めている。完了後は一般に公開される予定である。

◎「肥後古代の森」整備

所 在 地：

江田船山古墳(玉名郡菊水町江田370)

附塚坊主古墳(　　〃瀬川452)

虚空蔵塚古墳(　　〃江田292)

岩原古墳(鹿本郡鹿央町岩原)

鍋田横穴ほか(山鹿市鍋田ほか)

整備期間：昭和56年度～平成5年度

事業概要：上記史跡全域について、古墳の復元、修復や侵入道路、遊歩道を整備するとともに、県立装飾古墳館を併設し、「肥後古代の森」として総合的保存、活用を図るものである。

3) 歴史的まち並み

歴史的まち並みについては特にない。

[大分県]

1) 歴史的建造物

◎「福沢諭吉旧居」整備

所 在 地：中津市留守居町582, 589

整備主体：福沢諭吉顕彰会

整備期間：昭和62年～平成元年

事業概要：国指定の史跡である福沢諭吉旧居を保存するため、解体修理を行うとともに、防災工事を行った

◎「草野家住宅」整備

所 在 地：日田市豆田町127, 128

整備主体：草野義人（所有者）

整備期間：昭和62年～昭和63年

事業概要：草野住宅は、母屋など9棟からなり、大分県内の現存する町屋では最も古く、意匠も優れ、豆田町の町並みで重要なものであり、昭和60年3月に県の有形文化財として指定された。この保存のため玄関棟等の解体修理を行った。

2) 史跡

◎「豊後国分寺跡」整備

所 在 地：大分市大字国分707ほか

整備主体：大分市

整備期間：昭和60年～平成元年

事業概要：豊後国分寺の遺構は、昭和49年以来の発掘調査により全国的にみて最も屈指の規模のもであることが明らかとなり、国指定の史跡となった。この保存を図るため、遺構の表示等を行い、史跡公園として整備された。

◎「光岡城跡」整備

所 在 地：宇佐市大字赤尾3292

整備主体：宇佐市

整備期間：平成2年～平成3年

事業概要：光岡城は、標高130mの丘陵上

にある方形の単郭式山城で、城跡は堀と土塁に囲まれており、県指定の史跡となっている。この保存を図るため史跡公園として整備された。

◎「岡城跡」整備

所 在 地：竹田市大字竹田2889ほか

整備主体：竹田市

整備期間：昭和60年から継続実施

事業概要：岡城は文禄2年（1593）に築城された山城で、城跡は国指定の史跡となっている。少年時代を竹田で過ごした滝廉太郎の「荒城の月」の作曲には岡城の風景が盛られている。この保存を図るために、発掘調査とともに石垣の復元等整備が進められている。

3) 歴史的まち並み

歴史的まち並みについては特にない。

〔宮崎県〕

1) 歴史的建造物

歴史的建造物については特にない。

2) 史跡

◎「蓮ヶ池横穴群」整備

所 在 地：宮崎市大字芳土字岩永迫

整備主体：宮崎市

整備期間：昭和60年度～平成4年度

事業概要：蓮ヶ池横穴群は、横穴墓の群集地として我が国の南限にあたり、昭和46年7月に国の史跡として指定された。宮崎市市政60周年記念事業として、周辺18haを史跡公園として整備して横穴群の保存を図るとともに、「みやざき歴史文化館」を建設して、市民のレクリエーションと体験学習の場とするものである。

総事業費：約21億円

3) 歴史的まち並み

◎「日南市飫肥伝統的建造物群保存地区」整備

所 在 地：日南市大字楠原 ほか

整備主体：日南市

整備期間：昭和52年度から継続実施

事業概要：昭和52年5月、地方における小規模な城下町の典型的なものであり侍屋敷の歴史的風致をよくあらわすものとして、飫肥の町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区として選定された。保存地区の面積は19.8haで、11棟の指定建築物と127件の環境物件(石垣等)を中心に、修理、修景整備が、「日南市飫肥伝統的建造物群保存地区条例」に基づく保存計画に沿って進められている。

◎「日向市美々津伝統的建造物群保存地区」整備

所 在 地：日向市美々津町 ほか

整備主体：日向市

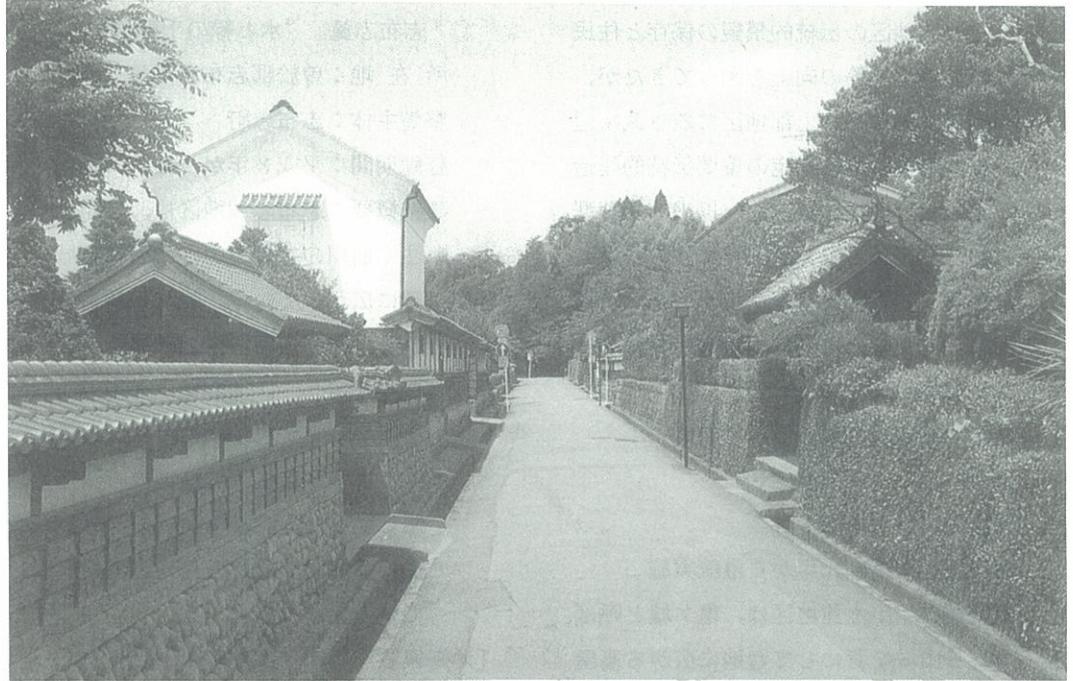
整備期間：昭和61年度から継続実施

事業概要：日向市では、昭和61年3月に「日向市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、昭和61年12月には、江戸末期から明治、大正時代に繁栄した美々津町の港町が、国の重要伝統的建造物群保存地区として選定された。保存地区は7.2haで、95棟の指定建造物と40件の環境物件(門等)を中心に、修理、修景整備が保存計画に沿って進められている。

〔鹿児島県〕

1) 歴史的建造物

歴史的建造物については特にない。



日南市飫肥伝統的建造物群保存地区

2) 史跡

◎「薩摩国分寺跡」整備

所 在 地：川内市国分寺町字大都

整備主体：川内市

整備期間：昭和56年度～昭和59年度

事業概要：薩摩国分寺跡は、昭和19年に塔跡が史跡として国の指定を受け、昭和43年以来の発掘調査によって寺域を推定するにいたり、昭和51年には、国分寺の瓦を焼いた鶴峯窯跡とともに国分寺跡として国の史跡に指定された。

史跡の保存と活用を図るため、昭和56年度から59年度まで年次計画で国分寺史跡保存整備事業が実施され、主要伽藍の基壇・中門・回廊・築地・通路・水路等を復元するとともに、「薩摩国分寺跡史跡公園」として整備された。

◎「指宿橋牟礼川遺物包含地」整備

所 在 地：指宿市十二町字下里

整備主体：指宿市

整備期間：昭和57年から継続実施

事業概要：橋牟礼川遺物包含地は、縄文後期の指宿式土器と弥生後期の成川式土器とが重層して出土する遺跡として貴重であり、大正13年12月に史跡として国の指定を受けた。この保存と活用を図るため、昭和57年以来、土地の公有化をすすめ、住居の復元や土層展示施設等を整備して史跡公園化が推進されている。

3) 歴史的まち並み

◎「知覧重要伝統的建造物群保存地区」整備

所 在 地：川辺郡知覧町上郡

整備主体：知覧町

整備期間：昭和56年から継続実施

事業概要：知覧町では、昭和55年に「伝統的建造物群保存地区保存条例」を制

定して地区の伝統的景観の保存と住民の生活環境等の向上を図ってきたが、昭和56年11月に上郡地区に残る武家屋敷の町並みが国指定の重要伝統的建造物群保存地区となった。以来、知覧型二ツ家民家の復元、保存家屋の修理、石垣・腕木門の修理や復元のほか、電柱・電話柱の移転、街路の整備等を年次計画で実施している。

◎「出水麓伝統的建造物群」整備

所在 地：出水市麓

整備主体：出水市

整備期間：平成元年から継続実施

事業概要：出水麓地区は、亀ヶ城と呼ばれる山城を背にして台地に広がる高屋敷である。

伝統的建造物保存地区として指定を受けているものではないが、武家屋敷や街路等伝統的建造物群を保存し活用を図るために、現在、基本調査の実施や委員会による具体的な整備事業の実施に向けての検討が行われている。

◎「清色城と入来麓武家屋敷群」整備

所在 地：薩摩郡入来町麓

整備主体：入来町

整備期間：平成 3 年から継続実施

事業概要：入来麓地区は、中世古城である清色城の東山麓に広がる武家集落である。

伝統的建造物保存地区として指定を受けているものではないが、武家屋敷や泉水遺構等その伝統的建造物群の保存と活用を図るために、基本調査を実施し、今後の整備事業推進の基礎資料を作成している。

◎「志布志麓 “水と緑の千軒まち” 整備

所在 地：曾於郡志布志町麓

整備主体：志布志町

整備期間：平成 3 年から継続実施

事業概要：志布志麓地区は、志布志湾に注ぐ前川の右岸を中心に志布志城の山麓に広がっている。陸路の要害であるとともに前川河口付近は海路の関所となつており、江戸期には大規模な浦町を持った商業地として栄えた所である。ここに残る伝統的建造物群の保存・活用を図るため、基本調査を実施し、今後の整備事業推進の基礎資料を作成している。

[沖縄県]

1) 歴史的建造物

◎「園比屋武御嶽石門」整備

所在 地：那覇市首里真和志町 1 丁目 7

整備主体：那覇市

整備期間：昭和56年度～昭和60年度

事業概要：園比屋武御嶽石門は、昭和47年5月に国の重要文化財として指定された。

この適正な保存を図るため解体修理を行った。

◎「權現堂」整備

所在 地：石垣市字石垣285

整備主体：石垣市

整備期間：昭和58年度～昭和60年度

事業概要：權現堂 2 棟は、昭和56年 6 月に国の重要文化財として指定された。この適正な保存を図るため、神殿の彩色修理、石牆の欠損部分の復元、拝殿及び附表門の解体修理を行った。

◎「中村家住宅」整備

所在地：北中城村字大城106
整備主体：個人（所有者）
整備期間：昭和62年度～平成元年度
事業概要：中村家住宅5棟は、昭和47年5月に国の重要文化財として指定された。

この適正な保存を図るため、主家の半解体修理を行うとともに、石垣の毀損部分の修理を行った。

2) 史跡

◎「首里城跡」整備

所在地：那覇市首里当蔵町3丁目
整備主体：沖縄開発庁、沖縄県、住宅都市整備公団
整備期間：昭和47年度から継続実施
事業概要：首里城跡は、昭和47年5月に史跡として国の指定を受けた。

戦禍を蒙った文化財を復元することにより、歴史的環境の保全を図ることを目的として、「首里城城郭等復元整備事業」ほか総合的な整備が計画され、昭和47年度以来正殿をはじめとした諸建造物、城郭及びその他の文化財の復元整備を継続して実施している。

なお、すでに復元等の完了した部分については一般に公開しており、観光資源として活用されている。

◎「座喜味城跡」整備

所在地：読谷村字座喜味城原
整備主体：読谷村
整備期間：昭和48年度～昭和60年度
事業概要：座喜味城跡は、昭和47年5月に史跡として国の指定を受けた。
城壁の石垣及び郭内・郭外の整備を実施することにより、本城跡のより効果

的な保存と活用を図ることを目的とし、城壁を修復するとともに、休憩所や展望台の設置、城内外の芝張り、歩道やトイレ、説明板の設置等環境の整備を行った。

◎「仲原遺跡」整備

所在地：与那城村字伊計
整備主体：与那城村
整備期間：昭和63年度から継続実施
事業概要：仲原遺跡は、昭和61年8月に史跡として国の指定を受けた。古代住居址の復元整備を行うことにより、遺跡の適切な保存と活用を図ることを目的とし、盛土整地、排水路設置、土留め石積み、遺跡内の石積み、植栽修景、あずまや・パーゴラの設置など環境整備を実施している。

3) 歴史的まち並み

◎「竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区」整備

所在地：竹富町字竹富
整備主体：竹富町
整備期間：昭和62年度から毎年継続実施
事業概要：竹富町字竹富の一部38.9haが、昭和62年4月に重要伝統的建造物群保存地区として国から指定された。地区内の建造物の適正な保存を図るために、民家の半解体修理及び白蟻防除などを年次計画により実施している。

2. 九州各県並びに沖縄県の文化財指定件数

参考として、九州各県並びに沖縄県における文化財の指定状況を表-1から表-4に示す。

表一 1 国指定文化財の県別件数

(平成 5 年 5 月 1 日現在件数)

区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計
重要文化財	184	37	43	51	70	11	23	19	438
内訳 美術工芸品	152	27	22	32	46	6	16	5	306
建 造 物	32	10	21	19	24	5	7	14	132
重要無形文化財	1	3	—	—	—	—	—	4	8
重 要 有 形 民 俗 文 化 財	1	2	—	—	3	3	—	—	9
重 要 無 形 民 俗 文 化 財	5	3	4	1	2	4	5	5	29
史 跡	65	19	22	25	31	16	15	27	220
名 勝	5	1	3	5	1	4	2	4	25
天 然 記 念 物	22	9	28	17	15	35	19	22	167
選定保存技術	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計	283	74	100	99	122	73	64	82	897

注 1. 重要文化財の件数は国宝を含む。

2. 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む。

資料：「国指定文化財件数について」文化庁伝統文化課「月刊文化財」平成 5 年 5 月号

表一 2 県指定文化財件数

(平成 4 年 5 月 1 日現在)

区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計
有 形 文 化 財	246	122	107	180	392	35	53	94	1,229
内訳 美術工芸品	211	104	81	143	202	26	48	75	890
建 造 物	35	18	26	37	190	9	5	19	339
無 形 文 化 財	8	4	4	5	3	—	4	14	42
有形民俗文化財	79	7	9	3	14	—	26	9	147
無形民俗文化財	67	20	23	34	40	16	47	4	251
史 跡	49	30	95	79	89	92	37	54	525
名 勝	2	—	1	3	6	6	3	11	32
天 然 記 念 物	115	13	103	38	80	18	20	50	437
計	566	196	342	342	624	167	190	236	2,663

資料：「地方における文化財指定件数」文化庁伝統文化課「月刊文化財」平成 5 年 3 月号

表一 3 市町村指定文化財件数

(平成4年5月1日現在)

区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計
有形文化財	378	188	362	1,016	1,116	349	500	128	4,037
内 美術工芸品	332	141	265	629	499	251	431	110	2,658
訳 建造物	46	47	97	387	617	98	69	18	1,379
無形文化財	13	3	12	9	14	2	1	8	62
有形民俗文化財	94	22	102	20	85	14	372	66	775
無形民俗文化財	67	17	52	178	151	77	135	118	795
史 跡	143	61	271	563	296	122	613	194	2,263
名 勝	5	—	5	27	28	4	40	18	127
天然記念物	78	56	125	269	172	99	155	96	1,050
伝統的建造物群 保 存 地 区	—	1	2	—	—	2	1	1	7
文化財保存技術	1	—	—	—	—	—	—	—	1
計	779	348	931	2,082	1,862	669	1,817	629	9,117

注1. 福岡県の件数には、福岡市と北九州市の指定件数を含む。

2. 伝統的建造物群保存地区は、全て国選定の「重要伝統的建造物群保存地区」となっている。

資料：「地方における文化財指定件数」文化庁伝統文化課「月刊文化財」平成5年3月号

表一 4 県別指定文化財件数総括表

区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計
国 指 定	283	74	100	99	122	73	64	82	897
県 指 定	566	196	342	342	624	167	190	236	2,663
市町村指定	779	348	931	2,082	1,862	669	1,817	629	9,117
計	1,628	618	1,373	2,523	2,608	909	2,071	947	12,677

注1. 国指定は平成5年5月1日現在

2. 県及び市町村指定は平成4年4月1日現在



奉幣殿（国宝）：福岡県添田町英彦山